

鳥羽市議会運営委員会会議録

平成30年8月30日

○出席委員（6名）

委員長 世古安秀

委員 戸上健

委員 尾崎幹

議長 浜口一利

副委員長 山本哲也

委員 坂倉広子

委員 坂倉紀男

副議長 木下順一

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・寺田総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水敏也

書記 中山真緒

次長  
兼庶務係長 上村純  
兼議事係長

(午前10時00分 再開)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

これより議事に入ります。

早速ですが、平成30年9月4日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。  
総務課長。

○寺田総務課長 総務課、寺田です。おはようございます。

それでは、平成30年9月4日会議に提出いたします議案について説明をさせていただきます。

提出議案一覧表のほうをごらんください。

今回の議案は、議案第5号から議案第8号までが平成30年度補正予算議案4件、それと議案第9号が条例議案1件、それから議案第10号がその他議案1件の計6件と、認定2件、報告5件の合計13件を上程いたします。また、追加議案としまして、10月2日に人事案件、人権擁護委員の推薦2件を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

裏のページを見ていただきまして、提出議案の概要ですけれども、議案第5号、平成30年度鳥羽市一般会計補正予算（第3号）、議案第6号、平成30年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、それから議案第7号、平成30年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、こちらにつきましても、補正予算（第3号）の概要のほうでちょっと説明をさせていただきたいと思ひます。

補正予算の規模でございますが、平成30年度一般会計補正予算（第3号）は、防災対策事業で200万円、老人クラブ活動助成事業で126万5,000円、保育所運営給与等管理費で64万2,000円、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金で1,162万円のほか、農地農業用施設災害復旧事業で388万4,000円を計上し、補正後の一般会計予算の総額が110億6,190万7,000円となります。

特別会計におきましては、国民健康保険事業で482万9,000円、特定環境保全公共下水道事業で1,162万円を計上し、補正後の特別会計予算の総額は68億3,444万9,000円となります。

事業の内容につきましては、概要の4ページから7ページに記載をしておりますので、よろしくお願ひします。

なお、この概要の各事業とも、無料放送の期日に対応するもの、それから地震災害に対応するもの、豪雨災害に対応するもの、交付金の返還期日に対応するもの、それから消費税及び地方消費税の修正申告に対応するものなど、予算の執行期日が早急に必要ことから、9月4日の上程日に即日表決をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

次に、議案第8号、平成30年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）でございます。こちらも補正予算（第4号）の概要のほうで説明をさせていただきます。

補正予算の規模ですけれども、平成30年度一般会計補正予算（第4号）は、基金積立金で1億5,384万3,000円、保健福祉センター管理事業で9,618万5,000円、清掃センター維持管理経費で851万1,000円、収集運搬事業で1,000万円、水産研究所給与等管理費で127万4,000円の

ほか、観光基本計画推進事業で856万5,000円や、文化財保護事業で499万8,000円を計上し、補正後の一般会計予算額総額は113億4,289万円となります。

事業の内容につきましては、概要の4ページから9ページに記載をしておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、提出議案の概要のほうへ戻っていただきまして、議案第9号、鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正についてでございます。

公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員選挙における選挙運動用ビラを頒布することができるようになったことから、その作成費用を公費にて負担することができるよう、所要の改正を行うものでございます。

内容ですけれども、ビラの作成単価7円51銭掛ける作成枚数を公費にて負担をいたします。上限は4,000枚となっております。種類は2種類以内ということになっております。施行期日は、平成31年3月1日からでございます。

次に、議案第10号、平成29年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

平成29年度に生じた利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、平成29年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金3億4,297万9,439円のうち、1億4,297万9,439円を減債積立金に積み立て、残りの2億円を建設改良積立金に積み立てるものでございます。

次に、認定第1号、平成29年度鳥羽市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

平成29年度における本市の一般会計及び特別会計の決算について、監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけて議会の承認を求めるものでございます。

次のページに、各会計の決算額が表にございます。一般会計、特別会計を合わせました合計で、歳入決算額が190億458万5,000円、歳出決算額が186億2,397万1,000円、翌年度繰越財源が583万6,000円、実質収支につきましては3億7,477万8,000円となっております。

次に、認定第2号、平成29年度鳥羽市水道事業会計決算認定についてでございます。

平成29年度水道事業決算の収益的収支は、収入決算額14億1,985万8,000円、支出決算額10億5,159万4,000円となり、消費税を除いた収支差し引きで3億4,297万9,000円の純利益となりました。

資本的収支につきましては、収入決算額が3億5,514万2,000円、支出決算額が5億4,997万2,000円となり、収支差し引き1億9,483万1,000円の不足となりました。

また、補填財源としまして、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額は2,474万円、それから過年度分損益勘定留保資金は1億7,009万1,000円でございます。

次に、報告第3号、平成29年度鳥羽市健全化判断比率の報告についてでございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、黒字のため、ございません。実質公債費比率につきましては8.3%となっております。将来負担比率については69.3%でございます。

次のページへ行っていただきまして、報告第4号、平成29年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率

の報告について、報告第5号、平成29年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、それから報告第6号、平成29年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告については、いずれも資金不足が生じないため、ございません。

最後に、報告第7号、一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況の報告につきましては、地方自治法の規定に基づき、定められた法人について経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出するものでございます。

以上、平成30年9月4日会議に提出させていただきます議案について、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○世古安秀委員長 総務課長の説明は終わりました。

次に、会議日程及び議案の取り扱いについて事務局長に説明をさせます。

事務局長。

○清水事務局長 おはようございます。

それでは、9月会議の日程等についてご説明いたします。

9月会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長から説明のありましたとおり、補正予算議案4件、条例議案1件、その他議案1件、認定に付するもの2件及び報告案件5件の合計13件と請願4件でございます。

一般質問につきましては、2名の議員、戸上議員、坂倉広子議員から6件の通告がございました。

次に、その議案の取り扱い並びに会議日程についてであります。お手元の会議日程案をごらんください。

会議日程及び議案の取り扱いについては、9月4日に会議を再開いたします。今回、議事に先立ちまして、8月7日に橋本真一郎議員が逝去されてから初めての会議となります。そこで、弔意を表するため、総務民生常任委員長の坂倉広子委員長より、追悼の言葉の発言がございまして、発言の後、出席者全員で橋本真一郎議員のご冥福を祈り、1分間の黙禱をささげたいと思っておりますので、どうぞよろしくご願ひいたします。

その後、諸報告、会議録署名議員の指名後、議案第5号から第7号までの3件を一括議題とし、提案者の趣旨説明を行います。この3議案につきましては、先ほど総務課長から発言がありましたように、即日表決をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。趣旨説明の後、議案精読のため暫時休憩します。そして、休憩後、議案に対する質疑、予算決算常任委員会に付託、付託後、常任委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決となります。その後、議案第8号から議案第10号の3件を一括議題とし、提案者趣旨説明、続いて認定第1号から認定第2号までの2件を一括議題とし趣旨説明、報告第3号から第7号までの5件を一括議題とし提案者からの報告、続いて、請願第5号から請願第8号までの4件を一括議題とし、紹介議員からの説明をいただき、9月4日の初日を終える予定でございます。

一般質問は、通告者が2名でございますので、9月10日の1日のみで終了する予定です。

続いて、9月13日に議案、決算認定に対する質疑を行い、所管の常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会の日程につきましては、9月14日に総務民生常任委員会を、9月18日に文教産業常任委員会を開催します。文教産業常任委員会では議案がございませんが、毎年ございます三重県教職員組合志摩支部からの請願4件を審議いただく予定でございます。予算決算常任委員会につきましては、決算認定の審査を

9月19日、20日、21日と25日の4日間とし、補正予算議案の審査を26日の1日で行う計5日間としております。

その後、10月2日の会議において、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決を行い、散会する日程とさせていただきます。

以上、よろしくご審査のほどお願いいたします。

○世古安秀委員長 事務局長の説明は終わりました。

会議日程及び議案の取り扱いについてご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 よろしいですか。

戸上委員。

○戸上 健委員 追悼ですけれども、橋本議員の。服装は平服でいいんでしょうか。

○世古安秀委員長 戸上委員から追悼の服装については平服でいいのか、これまでのように平服でいいのかどうかというふうなことの質問ですけれども、どうですか皆さん。

議長。

○浜口一利議長 服装については、ちょっとそこまで打ち合わせはしていなかったんですけれども、普通の服装でいいとは思いますが。

○世古安秀委員長 上着はもちろん着用して、クールビズでというふうなところでの。

(「黒いネクタイ」の声あり)

○世古安秀委員長 クールビズ。

(「普通の議会の服装でいいです」の声あり)

○戸上 健委員 それでいいですか。はい、わかりました。

○世古安秀委員長 それじゃ、そのようにいたします。

ほかにごございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、お諮りいたします。

議案の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案の取り扱いについては、そのように決定いたしました。

続きまして、追加議案の上程等について事務局長より説明をいたさせます。

事務局長。

○清水事務局長 追加議案の上程等、その取り扱いについてご説明いたします。

10月2日の最終日に、人事案件で諮問第1号及び諮問第2号を予定しております。人権擁護委員の推薦についてであります。

申し合わせによりまして、人事案件につきましては、委員会付託を省略し、質疑を行います。討論は行わ

ないとありますので、このように取り扱いをさせていただきます。

この人事案件に対する全員協議会を9月13日の質疑後に開催させていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

○世古安秀委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、追加議案の取り扱いについてはそのように決定いたします。

次に、予算決算常任委員会の説明について総務課長より提案があります。

総務課長。

○寺田総務課長 予算決算常任委員会の折の決算委員会の審査の方法につきまして、ご協議をお願いしたいと思います。

昨年の10月に決算審査の改善案につきまして、正副議長、予算決算常任委員長、それから議会改革推進特別委員会委員長にご説明をさせていただきました。その中で、執行部より、次回から決算概要と一般会計歳入を除き、一般会計歳出の説明につきましては、原則課別としたいというご提案をさせていただきました。

この課別の説明のメリットでございますけれども、3点ございます。まず1点目には、説明時間が短くなり、議員の皆様にも内容がわかりやすくなること。それから、2点目には、範囲が課別になりますので、関連質問等の議論がしやすくなること。それから、3点目に、決算成果説明書の一般会計が課別の記載でありますので、ことしから決算成果説明書を中心に説明をさせていただくということで、以上の3点になりますので、この審査方法について議会運営委員会でご協議をいただき、何とぞご採用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○世古安秀委員長 総務課長の説明は終わりました。

このことについて、予算決算常任委員長の戸上委員、いかがですか。昨年、今まで款スル説明書に基づいて説明をしておって、あっちへ行ったりこっちへ行ったりというふうなところがありましたんで、もう課別にやっっていけば、もっと議員にもやし、市民にもわかりやすい、議論がわかりやすいかなというふうなことで、今、総務課長のほうからそういう提案があったわけなんですけれども、それについてはどうですか。

○戸上 健委員 私も利点は2点あると思います。1点目は、いろいろ錯綜せずに、課別にこれまでのように、特に衛生費なんかはそうなんですけれども、行ったり来たりせずに、課別にそれぞれの委員が右往左往せずにできるというのが、スムーズにできるというのが1点目。それから、2点目は、決算ですので、対前年比とかそういうんやなしに、予算に対してこの執行はどうだったかという費用対効果を含めて議論するというのが決算委員会になります。そうなりますと、事業評価、これが中心の決算委員会ということになります。執行部のほう

から議会に要請されておりました事業評価で、縮小、廃止するようなものを、議会から提案してほしいという依頼もかねてからありました。これも、前回に私のほうからも提案もさせていただきました。

その2点からすると、今回の執行部側の提案は、私は是とすべきだというふうに思います。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員より、総務課長の提案につきましては是とするので、そういう方向で行ったほうがいいというふうなことでありましたけれども、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 よろしいですね。それじゃ、ないようですので、その件はそのようにいたします。今回の決算審査より変更になるとのことですので、よろしくお願いをいたします。

それでは、総務課長は退出をお願いします。

それでは次に、橋本真一郎議員逝去により、総務民生常任委員会委員が1名欠員となりました。このことについて、総務民生常任委員長より報告があります。

坂倉広子委員長。

○坂倉広子委員 橋本真一郎議員のご逝去により、総務民生常任委員会が1名欠員となっております。鳥羽市議会委員会条例第3条の2第3項、補欠委員の任期は前任者の残任期間とするとの定めにより、本来は補欠委員を1名選任すべきところではありますが、定数上補充ができない状況にありますので、平成31年4月の任期満了まで欠員で行くこととなります。空席の副委員長職につきましては、9月14日の総務民生常任委員会で対応を協議したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○世古安秀委員長 総務民生常任委員長の報告は終わりました。

このことについて、ご質問やご意見はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 地方自治法の改正で、常任委員会の所属が複数でも可ということになりました。文教の所属の委員で、総務にも参加したいということであれば、総務もこれ7人になるわけです。例えば、山本委員が、文教だけでも総務の委員会にも参加したいということであれば、それオーケーですので、地方自治法上は、委員長は、そのあたり検討はなされたのか。もういいと、そこまで苦勞かけんでもいいということになったのか、ちょっといきさつだけを教えてください。

○世古安秀委員長 坂倉委員長。

○坂倉広子委員 条例に沿って、今のところ、このままで異論はないということで進めさせていただきたいと、このように思っております。

○戸上 健委員 わかりました。了解です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、この件は終了いたします。

ご協議いただくことは以上です。

これもちまして議会運営委員会を散会いたします。



(午前10時26分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成30年8月30日

議会運営委員長 世古安秀